

令和元年5月23日

第23回村上市農業委員会会議録

第23回村上市農業委員会定例会を令和元年5月23日午後1時30分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛

1. 欠席委員は次のとおりである。

12番	佐藤	健吉	20番	本間	裕一
-----	----	----	-----	----	----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	良和
事務局次長	大西	恵子
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後1時30分 事務局長(小川良和君) それでは、定刻にもなりましたので、ただいまから第23回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。今日欠席の連絡があるのは、議席番号12番、佐藤健吉委員、別会議出席のためです。もう一方が議席番号20番、本間裕一委員、家事都合により欠席で

ございます。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員指名以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号16番、菅原委員、議席番号17番、大野委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 最初に、報告。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について報告してください。

○事務局長（大西恵子君） それでは、1ページをごらんください。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について。

番号1番、申請人、村上市山辺里\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、山辺里字定ノ下\_\_番\_\_、地目、田、台帳面積、2,204平米、うち転用面積、199平米、転用目的は農業用施設用地（農作業場）の建設です。備考といたしまして、申請者は887アールの農業経営を営んでおります。今回は、農作業場の建設を計画したものです。農作業場1棟、建築面積は92.75平米です。

続きまして、場所の説明をいたします。1ページめくって、2ページをごらんください。地図上左側に村上東中学校、また地図中央に山辺里集落があり、中学校と集落のおよそ中間近くに太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった件につきまして質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局長（大西恵子君） それでは、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、府屋字桂沢\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、山林、面積、446平米、ほか1筆、合計2筆で1,295平米となっております。申請の

事由ですが、申請地、桂沢\_\_番は約30年前に杉を植林し、現在は山林化している。また、桂沢\_\_番\_\_は二十数年前から耕作しておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあるということです。

続きまして、場所の説明をいたします。地図の北西側に国道7号及びJR羽越本線が走っており、北東方向には\_\_\_\_\_があり、その下方、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告は以上といたします。

それでは、日程5の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 5ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回は、賃貸借11件、交換2件の合計13件の案件です。

まず初めに、賃貸借案件について、1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市大須戸\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市塩町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、大須戸字小石黒\_\_番\_\_、現況地目、田、地積、512平米、契約の種別、賃貸借の設定、契約の内容、3年間で10アール当たり\_\_円です。

1番から7番までが\_\_\_\_\_さんが畑を借りて耕作する部分で、8番から11番までが\_\_\_\_\_さんが借りる案件となっております。このお二方とも大須戸地内で畑を借りて新規就農ということでヒアリングしたお二方になっております。\_\_さんの借りる面積の合計が5,564平米、\_\_さんの借りる面積の合計が5,005平米となっております。

続きまして、交換案件の説明をします。番号12、譲渡人、村上市鋳物師\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市鋳物師\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、鋳物師字家ノ下川原\_\_番\_\_、現況地目、田、地積、59平米、田がもう一筆あります。ページはぐっていただいて、現況地目、宅のものがもう一筆で、宅ではありますが、登記地目は田となっております。合計3筆、合計地積、790平米。

続きまして、番号13、譲渡人、村上市鋳物師\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市鋳物師\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、鋳物師字池田\_\_番\_\_、現況地目、田、地積、1,041平米、契約の種別、所有権の移転（交換）。

続きまして、場所の説明をいたします。9ページをごらんください。交換案件の番号12、13の場所です。村上市鋳物師地内、行政区でいいますと袋地内です。まず、番号12の場所です。坪根工業団地を過ぎ、門前川沿いにあるのが申請地\_\_番\_\_です。また、袋集落に隣接してある2筆が申請

地\_\_番\_\_と\_\_番\_\_です。

次に、番号13の場所ですが、集落から山沿いに行ったところ、図面左側にあるのが申請地\_\_番\_\_です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した13件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった件につきまして、質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。新規就農の方お二人、畑を借りるということで案件がお一人5反ぐらいずつ借りることになった案件が出ていますが、それぞれの人たちが新規就農するという内容について私らは一切知らないのです、ご説明いただければと思います。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 就農計画書が出ております。まず、\_\_\_\_\_さんです。就農地、村上市大須戸、営農型としましては健康茶の製造と販売を目的としております。

○3番（増田嘉美君） お二人とも何か健康茶とか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） そうです。

○3番（増田嘉美君） わかりました。済みません。

○事務局副参事（佐藤俊一君） よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、10ページをごらんください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

初めに、番号1番、貸人、村上市瀬波上町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_、借人、新発田市中曾根\_\_番地1、持分10分の6、\_\_\_\_\_、持分10分の4、\_\_\_\_\_、土地の表示、瀬波上町\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積、514平米、転用の目的、居宅兼駐車場建築用地、契約につきましては使用貸借権の設定です。農地の区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は新発田市内の賃貸物件に住んでおりますが、このたび利便性等を考え、申請地に住宅を建築するため転用申請す

るものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。転用の計画は鉄骨2階建て1棟、建築面積、75.72平米、駐車場は2台分、面積、36平米です。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、持分2分の1、\_\_\_\_、持分2分の1、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積、232平米、転用の目的、住宅建築用地、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分については第3種農地、備考といたしまして、申請者は賃貸物件に住んでおりますが、このたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。転用の計画は木造2階建て1棟、建築面積、70.38平米です。

最後に、番号3番、貸人、村上市上助淵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市上助淵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、上助淵字前田\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積、178平米、転用の目的、倉庫兼作業所建築用敷地、契約につきましては使用貸借権の設定、農地区分については第2種農地です。備考といたしまして、申請者は農業を営んでおりますが、収穫物の保管や作業をする場所が既存の施設では手狭なため、申請地を倉庫兼作業所として使用したく、転用申請をするものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農業用施設を設置するものです。転用の計画は、合金メッキ鋼板葺き2階建て1棟、建築面積、202.05平米、全体面積は290平米です。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1番につきましては、地図中央上部に瀬波小学校、また下方には村上中等教育学校があり、南北に県道瀬波温泉線が走っておりますが、そのおよそ中心にある太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番につきましては、地図中央南北に県道坂町停車場線が走っており、その西側に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

最後に、番号3番につきましては、地図西側に神納東小学校があり、その右側南北に国道7号が走っております。さらに、その右側、上助淵集落内、深く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をお願いしていただきましたので、報告をお願いいたします。

議案番号1番について報告をお願いします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。5月の8日午前8時半より農業委員3名、それと推進委員3名、それと事務局からは大西次長、それと\_\_\_\_の代表、\_\_\_\_さん立ち会いのもと現地調査を

いたしました。現状としては畑なんですけど、わずかに家庭菜園をされたような形跡がありました。基本的に第3種農地であります。何も問題ないと判断してまいりました。

以上であります。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番について報告をお願いします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第2号、番号2の現地調査の報告をいたします。

5月10日、荒川支所で9時から委員2名で、事務局、大西次長から事前説明を打ち合わせ後、\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立ち会いのもと現地確認をいたしました。この地域は第1種住居地域で、周辺は住宅地になっています。農地法第5条の規定による許可申請に係る審査表でチェックして、確認をしました。現在アパートに入居していますが、建築関係の自営で広目の敷地が必要であり、今回の申請になったものです。隣地の畑とはコンクリートブロックで土留めをし、隣地の同意も得ています。雨水は道路側溝へ、また生活排水は市の下水道を利用しますので、許可相当と判断しましたので、委員皆様の審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号3番について報告をお願いいたします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 議案第2号、3番の許可申請に関する現地調査を報告いたします。

5月9日8時半から神林支所において農業委員4名、推進委員2名が集合し、この案件について大西次長さんより説明を受け、このたびは許可申請に係る審査表に基づいての説明を受けました。それによると、許可基準に基づく判断として、主になんですが、資力及び信用は適当か、また計画面積の妥当性は適当か、周辺農地の営農条件への支障は適当であるか等を、現地を確認しながら調査を行うこととしました。その後現地に移動し、調査してまいりました。現地では、\_\_\_\_さんと申請者の家族の方に立ち会ってもらいました。申請者は譲渡人のお孫さん、\_\_\_\_さんのお孫さんに当たる方で、ただいま説明がありましたように営農上既存の施設では非常に手狭となったため、自宅と続いている畑をこのたび分筆し、転用申請し、倉庫兼作業所として建築したいとの計画であります。既存の作業小屋は取り壊し、新たに分筆した畑を加えて、2階建て1棟、202.05平米の倉庫兼作業所を建築するものです。隣接する農地は申請者のもので、2辺は道路であり、他の農地への影響はない状況でありました。許可基準に基づく判断としての観点から、委員の方々と、また立ち会いの方を含めて話し合ったところ、審査表全てにおいて適当であろうという意見になりました。したがって、この許可申請はやむを得ないであろうという判断に至りましたが、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告をいただいた件について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、第2号議案を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、15ページをごらんください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、賃借権の設定が30件の案件となります。

それでは、それぞれ1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市上の山\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市肴町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、羽下ヶ淵字東野\_\_番、地目、畑、地積、185平米、利用権等の設定が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり\_\_\_\_円、再設定となります。

ページのほう進みまして、22ページ、番号30番までが賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案として皆様方からその他について。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） なければ、2時15分まで休憩に入ります。

休憩 午後2時04分～午後2時18分

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時44分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和元年 5月23日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員